

## <巻頭言>



# 土木技術の国際標準化と その対応をめぐって

長 瀧 重 義\*

近年、我国において ISO 規格即ち国際標準規格をめぐって大合唱が起きている。しかしながら ISO 規格で一般の技術者に広く知られているのは ISO 9000 シリーズと 14000 シリーズである。衆知のごとく ISO 9000 シリーズは品質保証に関する規格であり、ISO 14000 シリーズは環境保全に関する規格であるが、我国の企業、団体はいま競ってこの認証を受けるべく努力され、建設産業の分野でもこの話題が新聞や雑誌で毎日のように扱われている。しかしながら ISO では総計10000を越える規格が制定されており、ISO 9000 シリーズや14000 シリーズはその極く一部であり、我国の国家標準規格 (JIS) の総計8000よりも多い規格があること、また ISO 規格の性格は JIS 規格よりも広く、設計・施工・安全に関する規格も多く制定されていることについては御存知ない方が多いと思われる。

さて、この ISO であるが、この正式名称は International Organization for Standardization (国際標準化機構) であり、「物質およびサービスの国際交換を容易にし、知的・科学的・技術的および経済的活動分野の協力を助長させるために世界的な標準化およびその関連活動の発展開発を図ること」を目的に1947年2月23日に発足した非政府国際機関であり、本部はスイスのジュネーブにある。日本では1946年に設立された JISC (日本工業標準調査会いわゆる JIS の作成団体) が1952年に ISO に加入している。そしてこの ISO により制定された規格がいわゆる ISO 規格なのである。

しかしながら、筆者を含めて我国の大部分の技術者は ISO 規格が国際規格と言えども、それは日本が海外で工事あるいは海外に品物を輸出する場合にのみ適用されるのであって、我国の工事では全く関係がない、

\* 新潟大学工学部建設学科 教授



あるいは関係があっても極めて薄いものとしてしか認識していなかったのであるが、この姿勢は我国が WTO 協定ならびに TBT 協定にアグリーメントをした時点から一変せざるを得ないようになったのである。

さて、この WTO であるが世界貿易機構と翻訳され、物品を対象とする「政府調達に関する協定」として作成され1981年1月に発効した。その後物品からサービス分野までを対象とする改訂がなされ、1996年1月に WTO 協定の附属書に政府調達協定の定めができた。この中では、政府機関の定める技術仕様では、国際規格が存在するときはその使用が求められているとともに、ここでいう政府機関とは我国の場合、中央政府機関や都道府県および政令指定都市、日本道路公団等の84の政府関連機関が挙げられているのである。また、TBT 協定とは、貿易の技術的障害に関する協定であり、この中には、WTO に加盟している各国における国内規格（強制規格および任意規格）の基礎として国際規格を採用することが規定されている。以上のことは、ISO 規格そのもの自身は強制力のある国際規格という訳ではないが、WTO および TBT 協定に加盟している国（前述のように我国も調印している）にとっては強制力のある国際標準規格として存在することになるのである。

したがって、WTO 協定および TBT 協定の遵守が求められる我国にあっては、政府調達として行われる公共事業および民間の部門調達として行われる土木工事においては、その仕様および技術水準の基礎として国際規格がある場合にはそれを使用することになる。いうならば我国の土木事業に使用される仕様および技術標準は国際標準規格と整合したものとすることが求められているのである。これは、我国の技術標準等の国際化という視点では歓迎すべきことかも知れないが、我国独自に発展を遂げた、また技術レベルの高いところで定められた規準が国際規格として採用が認められない場合には、現在までの我国の技術的蓄積が使用できなくなる危険性をはらんでいるのである。このような事態において今後我国がどのように対応、対処していくかは、極めて大問題であり、世の識者の御意見を広く承りたいところである。

現在まで筆者の知る範囲では、次のような対応、対処がなされているので御紹介申し上げる。前述のように ISO 規格が約10000、JIS 規格が約8000制定されているが、性格が、あるいは対象とする範囲が異なるため、両者の規格で同種のことを規定し整合化を必要とするものが約2000存在する。しかし、内1000規格は整合化がなされていたため、日本工業標準調査会は残る1000規格についての整合化作業を3年間で行うことと



し、現在もその作業を行っており、本年が最終年度である。筆者も現在上記調査会の土木部会長を仰せつかっている関係からその審査に携わったが、試験手法に相違があったり、試験器具は同じでも、その測定方法に相違があったり、はたまた規格値の定め方に相違があったりで永年にわたって我国独自、あるいは米国流に合わせて規格制定を行った我国の JIS 規格とヨーロッパ流の ISO 規格との間の調整は、未だ完全と言えるものではなく、その完全さを求めるには少なくとも今後10年を要すると実感している。更に残りの ISO 規格が国際規格としてある以上、例えば ISO 9000 シリーズや 14000 シリーズのように JIS の体系に全く存在しなかったものがまるで黒船の来襲の如く我国に上陸した場合のことを考えると、たった 2 シリーズの ISO 規格でこれだけ影響をうけるのであるから、その他 8000 の規格が来襲したときのことを想像すると身が震えるのである。したがって、これに対応するには、(1)早急に ISO 規格の全体像の情報を入手する(2)現在新たに審議中、あるいは改訂中の ISO 規格の情報を入手する(3)(2)の案件の審議に我国が積極的に関与し、我国の先進的な技術情報をその案件に盛り込むようにする、こと等であろうか。幸いにして、ISO 規格の審議は Open であり我国から技術者、研究者が審議に参加を希望すれば決して門戸は閉ざされていない。ただし上記の 3 項目はいずれも時間と費用を要するものであり、これには我国の官・産・学一致しての支援と協力が望まれるのである。

この ISO にはさらに問題があり、規格制定時には参加国の投票があり、投票権を有するのはヨーロッパ諸国が多く、ヨーロッパ主導形になっていること、また大きな制約として ISO と CEN (ヨーロッパ共通規格機構) とで、ISO と CEN で並行して同一規格の審議を行うことの無駄を省くとの理由で CEN が原案を造れば ISO は投票だけで定めるとの協定 (ウィーン協定) もなされており、いずれにしてもヨーロッパ主導形で、しかもこの CEN の構成メンバーには、ヨーロッパ以外の諸国は参加出来ない。しかし、あまりにも強いヨーロッパの影響を弱めるため、この CEN の委員会にヨーロッパ以外の国もオブザーバとして参加させる動きもあるので、我国としては ISO の動向のみならず CEN の動きにも目を見張ると同時に積極的にこの会議へ参加することが国際規格を日本の規格と共存させるためには必須のこととなっているのである。

現在 ISO 規格を新設もしくは改訂するため、約 150 の Technical Committee (以下 TC という) が設置されているが、我国にも国内対応審議団体がそれぞれに設けられている。しかしながら、その対応状況を概観



すると、一部の団体は幹事国を引受ける、一部はPメンバー（規格制定の際に投票権がある）、また残りはOメンバー（オブザーバで投票権を有しないが、資料は受領出来る）に登録したりで、その対応はまちまちで、かつ必ずしも十分とは言えない。特に、Oメンバーに留まっている理由の一つに、海外での審議委員会に参加する費用が不足することが挙げられており、海外諸国から資金豊富な日本と見られている割には、誠に御粗末な話である。そこで筆者等は、平成8年度に建設・運輸両省の委託を受けて土木学会内にISO対応調査委員会を設けて、我国の土木分野に係るISO対応の実情を調査した。その結果、現時点では、土木学会内にISO対応特別委員会を設けて、土木分野に関連する国内対応審議団体から情報を受けて、それを一元化する。また、国内からの情報の発信も相互に綿密な連携をとりつつ行う必要があるとの結論を得たのである。そこで、平成9年度に当該委員会を発足させ、現在活動を開始したところである。さらに当委員会では、海外で行われるISOあるいはCENのTCに参加を希望する国内審議団体からの委員の旅費についても支援すること、またISOに土木分野に関する新たなTCが設立された場合には、土木学会として積極的に国内対応審議団体（現在土木学会が国内審議を引受けているTCは皆無である）になること等も予定している。幸いにして平成9年度の活動は建設・運輸・農水3省庁の支援により、また平成10年度も3省庁からの援助で上記の目的で委員会を運営していくことになっているが、この問題は上述の如く、官・産・学の共同作業で始めて対応が可能となるものであり、産業界からの支援も是非お願いしたいと考えている。

本誌の読者は、勿論ダムに関係する業務に携わっている方々であろうが、現時点ではダムの建設技術に直接かかわるようなISO規格は審議されていない。しかしながら、コンクリートダムにあってはコンクリートの材料、施工に係る規格、フィルダムにあっては土質材料の試験方法等、関連する規格は少なくないし、将来的にはダムの設計・環境・安全等に関連する規格も審議される可能性がある。特に後者については、我国が優れた技術力を有しているのも、むしろTCの幹事国を引受ける位の積極性をもつべきと考えている。いずれにしても、我国の国際標準化への対応に関し、読者諸氏の深い御理解と今後の厚い御支援をお願いする次第である。